

○海上自衛隊における海外渡航承認申請手続の細部実施要領について（通達）

平成19年2月28日
海幕補第1556号

平成21年7月31日 海幕補第6207号〔海上自衛隊訓令等の一部改正に伴う
関連通達の一部変更について（通達）〕6項による改正
令和2年10月1日 海幕補第1577号〔政令等の一部改正に伴う関係通達の一
部変更について（通達）〕4項による改正
令和3年1月18日 海幕補第33号〔海上自衛隊における海外渡航承認申請
手続の細部実施要領の一部変更について（通達）〕による改正

海上幕僚長から各部隊の長、各機関の長あて

海上自衛隊における海外渡航承認申請手続の細部実施要領について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

1 趣旨

この通達は、海上自衛隊における海外渡航承認申請手続に関し、必要な事項を定める。

2 海外渡航承認申請手続

(1) 申請者は、分隊長又は直近の上司(以下「分隊長等」という。)を経由し、渡航日の5日（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。次項第1号の日数を算出する場合において同じ。)前までに別紙様式第1の海外渡航承認申請書(以下「申請書」という。)を承認権者に提出するものとする。

この際、分隊長等は、申請書に意見書を添付するものとする。

(2) 承認権者は、申請者から申請書を受理した場合において、速やかに承認又は不承認の判断を行い、別紙様式第2の海外渡航承認(不承認)書(以下「承認・不承認書」という。)を申請者に交付するものとする。

3 特定の場合の海外渡航承認申請手続

(1) 申請者が、次のいずれかに該当する特定の場合には、前項第1号の規定にかかわらず、渡航日の10日前までに申請書を承認権者に提出するものとする。

ア 申請者が次に掲げる隊員である場合

(ア) 1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上の自衛官

(イ) 7級(任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)別表において行政職俸給表(一)7級及びこれに対応する各俸給表の職務の級をいう。)以上の隊員

(ウ) 指定職俸給表の適用を受ける隊員

(エ) 秘密の取扱者に指定されている隊員

イ 渡航する国又は地域及び経由する国又は地域(以下「渡航先等」という。)が次に掲げる国又は地域である場合

(ア) 申請日において、外務省から渡航情報(危険情報)が発出されている国又は地域

(イ) 申請する渡航先等が、当該渡航日前6月以内に渡航した同一の国又は地域

ウ 渡航費用及び目的等に関し、次に該当する場合

(ア) 渡航費用に関し、親族以外から提供を受ける。

(イ) 国外の親族以外の個人又は団体から招へいを受ける。

- (ウ) 同行者に政党员又は政治的団体の構成員が含まれている。
- (エ) 旅行目的が、新婚旅行及び観光旅行以外である。
- (オ) 同行者がなく、単独での渡航である。

エ 隊員の渡航が、外交交渉上悪影響を及ぼす恐れがある場合

オ その他人事教育局長が別に指定するものに渡航する場合

- (2) 承認権者は、申請者から前号に係る申請書を受理した場合には、別表に定める自衛艦隊司令官等(以下「自衛艦隊司令官等」という。)のうち、上司として近い者の指示を受け、承認又は不承認の判断を行い、承認・不承認書を申請者に交付するものとする。

4 事後の海外渡航承認申請手続

- (1) 承認権者に申請書を提出するいとまがない場合の海外渡航をするときは、分隊長等を経由して、承認権者又は自衛艦隊司令官等に申請書の内容を口頭で申請することができる。
この場合、承認権者は、承認・不承認を口頭で申し渡す。
- (2) 口頭による承認を受けて海外渡航した隊員は、帰国後速やかに別紙様式第3の海外渡航事後承認申請書(以下「事後申請書」という。)を分隊長等の意見書を添えて、承認権者に提出するものとする。
- (3) 承認権者は、申請者から前号にかかわる事後申請書を受理した場合には、当該内容を確認し、速やかに別紙様式第4の海外渡航事後承認(不承認)書を申請者に交付するものとする。
- (4) 承認権者は、事後の海外渡航申請の妥当性を検討するため必要と認めるときは、申請者に対して、事後の海外渡航申請をするに至った事情等を証明する書類の提出を求めることができる。

5 申請者への指導

承認権者は、承認書交付の際に、隊員の安全確保、情報保全の確保、服務規律の維持等を図るため、申請者の官職・階級(級)、渡航先、渡航目的等に応じ、個別に指導を行うものとする。

6 隊員への周知

承認権者は、部下隊員に対し、海外渡航承認申請手続の趣旨及び手続要領について、定期的及び必要の都度、教育を行い、渡航承認手続の周知徹底を図るものとする。

7 一般旅券の確認等

承認権者は、渡航申請書受付時、帰国時及び随時に、一般旅券(旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に規定)の出入国記録と承認書又は次項の海外渡航承認申請状況等報告書との整合を行い、海外渡航が適正に行われていることを確認するものとする。

8 報告

自衛艦隊司令官等は、海外渡航状況について、四半期ごと、別紙様式第5(海外渡航承認申請状況等報告書)を作成し、各四半期翌月の20日までに、海上幕僚長に報告するものとする。

9 委任

この要領に定めるもののほか、海外渡航承認申請手続の実施に必要な事項は、海上幕僚監部人事教育部長及び指揮通信情報部長から指示させる。

添付書類：1 別表

2 別紙様式第1～第5

3 防人計第11760号(18.12.28)

4 防人計第11762号(18.12.28)

別 表

自衛艦隊司令官等	
自 衛 艦 隊	自衛艦隊司令官
	護衛艦隊司令官
	航空集団司令官
	潜水艦隊司令官
	群司令
地 方 隊	地方総監
教 育 航 空 集 団	教育航空集団司令官
	群司令
練 習 艦 隊	練習艦隊司令官
上記以外の防衛大臣直轄部隊等	システム通信隊群司令
	警務隊司令
	潜水医学実験隊司令
	東京音楽隊長
	東京業務隊司令
	学校長
	補給本部長
補給処長	
海上幕僚長の監督を受ける自衛隊病院	病院長

別紙様式第1

海外渡航承認申請書

(承認権者) 殿

年 月 日

所属

官職・階級(級)

氏名(ふりがな)

下記のとおり海外渡航したいので、承認を申請する。

記

- 1 渡航先
- 2 旅行日程 (行動予定を別紙に記載する。)
- 3 渡航目的
- 4 招へい者
- 5 渡航費用負担者
- 6 同行者
- 7 渡航期間中の職務の処理方法

- 添付書類： 1 別紙 (行動予定表)
2 海外渡航申請書に対する意見書

別紙様式第2

海外渡航承認（不承認）書

所 属
官職・階級（級）
氏 名

年 月 日付けで申請のあった海外渡航に
ついては、

{ 下記のとおり承認する。
{ 承認しない。

第 号
年 月 日

承認権者 官職 氏 名

記

- 1 渡航先
- 2 目的
- 3 期間 年 月 日から
年 月 日まで（ 日間）

海外渡航事後承認申請書

(承認権者) 殿

年 月 日

所属

官職・階級(級)

氏名(ふりがな)

下記のとおり海外渡航したので、承認を申請する。

記

- 1 あらかじめ海外渡航申請書を提出できなかった理由
- 2 渡航先
- 3 旅行日程 (行動予定を別紙に記載する。)
- 4 渡航目的
- 5 招へい者
- 6 渡航費用負担者
- 7 同行者

- 添付書類： 1 別紙 (行動実績表)
2 海外渡航申請書に対する意見書

別紙様式第4

海外渡航事後承認（不承認）書

所 属

官職・階級(級)

氏 名

年 月 日付けで申請のあった海外渡航に
ついては、

{ 承認する。
{ 下記の理由により承認しない。

第 号
年 月 日

承認権者 官職 氏 名

記

不承認とした理由：

